

第 9 5 号議案

和解及び損害賠償額の決定について

上記の議案を提出します。

令和 8 年 1 0 月 1 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

（提案理由）

保育園児の骨折事故に伴う損害賠償について、和解を成立させ、損害賠償額を決定するに当たり、議決の必要がある。

和解及び損害賠償額の決定について

令和6年10月1日に中野区弥生保育園において発生した園児の骨折事故に伴う損害賠償に関し、下記の当事者間において、下記の和解条件のとおり和解を成立させ、損害賠償額を決定する。

記

1 当事者

甲 記載削除

乙 東京都中野区中野四丁目11番19号

中野区

代表者 中野区長 酒井直人

2 和解条件

- (1) 本件事故により、甲は治療費、傷害慰謝料等の合計1,684,840円の損害を被った。
- (2) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、上記損害額のうち甲が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付として支払を受けた230,238円を除く1,454,602円について、本件和解成立後、甲の指定する方法で支払う。
- (3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には、何らの債権債務がないことを確認する。